

【臓器の移植に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、中山太郎君外13名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「中山案」という。）及び猪熊重二君外4名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「猪熊案」という。）の計2件であり、中山案が参議院において修正議決され、衆議院に回付されて成立した。なお、採決の際には、日本共産党を除くすべての会派が、党議拘束を外すこととなった。

また、本特別委員会付託の請願2種類5件は、いずれも保留となった。

[法律案の審査]

中山案は、第139回国会に衆議院に提出されたもので、衆議院では、第140回国会において、金田誠一君外5名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「金田案」という。）とともに本会議で採決（厚生委員会での採決は行われなかった）の結果、金田案は否決され、本案は賛成多数で通過したものである。

中山案は、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する生前の意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本的理念を定め、並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、脳死体を含む死体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとするものである。

猪熊案は、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本的理念を定め、並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、死体又は脳死状態にある者の身体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存、閲覧及び贋写、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとするものである。

両法律案ともに、移植医療の置かれている状況等にかんがみ、人道的見地に立って、臓器の移植が臓器提供者の意思の尊重を前提として移植術を必要とする者に対して適切に行われるようにするために提出されたものであるが、中山案は脳死が人の死であることを前提にして移植術に使用されるための臓器を摘出することができるものとしているのに対し、猪熊案は脳死を人の死とせず、厳格な要件が遵守される限り、臓器を摘出することができるとしている点で相違している。

まず、本会議において両案の趣旨説明が行われ、臓器移植と関係のない人にもまで脳死概念を導入することの妥当性、生きている人からの臓器摘出は殺人罪に該当するのではないかとの指摘、脳死は人の死であるとの社会的合意の有無、脳死臓器移植のために新たに法律をつくる必要性、臓器移植ネットワークの整備、ドナーカードの普及等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、日本医科大学附属病院救命救急センターへの視察、大阪府・新潟県でのいわゆる地方公聴会及び中央公聴会を行うとともに、両案を一括議題として、両案の発議者及び政府に対し、脳死を人の死と認めるかどうか、脳死を人の死とする社会的な合意は存在するか、法的に生きているとされる人から死に直結する臓器の摘出が許されるのか、そして違法性が阻却されるとする立法は可能か、脳死判定を拒否する権利は保障されるのか、脳死判定基準としての竹内基準は妥当か、本人による臓器提供の意思表示は何歳から有効か、臓器の摘出を承諾する遺族又は家族の範囲をどう考えるか、公正で公平な臓器の分配をいかに確保するか等の質疑が行われた。

質疑終局後、中山案に対して関根理事から、脳死を死として臓器の摘出ができるのは、臓器提供の意思に基づいて、臓器が摘出されることとなる者が、脳死に至ったと判定された場合の、その身体に限定することとし、その脳死判定は、本人が臓器提供の意思表示に併せて、脳死判定に従う意思を表示している場合であって、かつ、その家族がこれを拒まないときに限り行われるものとする等を内容とする修正案が提出された。

続いて、修正案に対し、修正案提出の経緯と理由、脳死を人の死とする社会的合意があることを前提としていることと修正案との整合性、客観的であるべき死の基準が相対化することへの懸念等の質疑が行われた。

修正案に対する質疑終局が諮られたところ、日本共産党の西山理事から、質疑打ち切りに反対する旨の動議が提出されたが、賛成少数で否決された。

次いで、民主党・新緑風会の川橋理事から修正案及び修正部分を除く原案に反対、自由民主党の石渡委員から修正案及び修正部分を除く原案に賛成、日本共産党の西山理事から修正案及び修正部分を除く原案に反対の旨の意見が述べられた後、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、中山案は修正議決された。また、8項目の附帯決議を付した。なお、猪熊案は審査未了で廃案となった。

臓器移植

(2) 委員会経過

○平成9年5月16日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年5月19日（月）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員五島正規君から趣旨説明を聴いた。
- 臓器の移植に関する法律案（参第3号）について発議者参議院議員猪熊重二君から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月26日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について発議者参議院議員大脇雅子君、同竹村泰子君、同猪熊重二君、同堂本暁子君、同朝日俊弘君、発議者衆議院議員中山太郎君、同自見庄三郎君、同矢上雅義君、同山口俊一君、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月2日（月）（第4回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）
- 以上両案について発議者参議院議員猪熊重二君、同大脇雅子君、同朝日俊弘君、同竹村泰子君、同堂本暁子君、発議者衆議院議員中山太郎君、同自見庄三郎君、同福島豊君、同五島正規君、同山口俊一君、厚生省及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日（木）（第5回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）
- 以上両案審査のため委員派遣を行うこと及び公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成9年6月11日（水）（第6回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）
- 以上両案について発議者参議院議員堂本暁子君、同猪熊重二君、同大脇雅子君、同朝日俊弘君、同竹村泰子君、発議者衆議院議員自見庄三郎君、同中山太郎君、同福島豊君、同矢上雅義君、同五島正規君、同山口俊一君、政府委員、衆議院法制局、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月13日（金）（公聴会 第1回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）

臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について以下の公述人から意見を聞き質疑を行った。

北海道大学医学部第1外科教授	藤堂 省君
慶應義塾大学名誉教授・弁護士	中谷 謙子君
主婦	渡辺 環君
三菱化学生命科学研究所副主任研究員	櫻島 次郎君
日本移植コーディネイター協議会会长	玉置 勲君
大正大学教授・浄土宗僧侶	藤井 正雄君

○平成9年6月16日（月）（第7回）

- 派遣委員から報告を聴いた。

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）

臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について発議者参議院議員猪熊重二君、同大脇雅子君、同竹村泰子君、同朝日俊弘君、同堂本暁子君、発議者衆議院議員中山太郎君、同矢上雅義君、同五島正規君、同山口俊一君、同福島豊君、小泉厚生大臣、政府委員、法務省及び衆議院法制局当局に対し質疑を行い、

臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）について質疑を終局した後、同案に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者関根則之君、同渡辺孝男君、同木庭健太郎君、同今井澄君、同阿部正俊君、同菅野壽君、発議者参議院議員堂本暁子君、同竹村泰子君、発議者衆議院議員五島正規君、同矢上雅義君、同福島豊君、同自見庄三郎君、小泉厚生大臣、政府委員、参議院法制局及び法務省当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（第139回国会衆第12号）

賛成会派 自民、平成の一部、社民の一部、民緑の一部

反対会派 平成の一部、社民の一部、民緑の一部、共産、二院、自由
新社

なお、附帯決議を行った。

- 請願第1872号外4件を審査した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）

【要旨】

本法律案は、移植医療の置かれている状況等にかんがみ、人道的見地に立って、臓器の移植が臓器提供の意思を生かしつつ移植術を必要とする者に対して適切に行われるようにするため、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する生前の意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本的理念を定め、並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、脳死体を含む死体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、移植術に使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資することを目的とする。

2 基本的理念

- (1) 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の提供に関する意思は、尊重されなければならないものとする。
- (2) 臓器の提供は、任意にされたものでなければならないものとする。
- (3) 移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならないものとする。

3 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

4 医師の責務

医師は、臓器の移植を行うに当たっては、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならないものとする。

5 定義

この法律において「臓器」とは、人の心臓、肺、肝臓、腎臓^{じん}その他厚生省令で定める内臓及び眼球をいうものとする。

6 臓器の摘出

- (1) 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないときは、移植術に使用されるための臓器を死体(脳死体を含む。以下同じ。) から摘出ができるものとする。
- (2) (1)の「脳死体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至

ったと判定された死体をいうものとする。

- (3) (2)の判定は、一般に認められている医学的知見に基づき厚生省令で定めるところにより、行うものとする。

7 腸器の摘出の制限

医師は、6により死体から臓器を摘出しようとする場合において、検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、臓器を摘出してはならないものとする。

8 使用されなかった部分の臓器の処理

病院等の管理者は、6により死体から摘出された臓器であって、移植術に使用されなかった部分の臓器を、厚生省令で定めるところにより処理しなければならないものとする。

9 記録の作成、保存及び閲覧

(1) 医師は、6の(2)の判定(当該判定に係る脳死体から6により臓器が摘出された場合における6の(2)の判定に限る。)、6による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術を行った場合には、厚生省令で定めるところにより、記録を作成しなければならないものとする。

(2) (1)の記録は、病院等の管理者等が5年間保存しなければならないものとする。

(3) (2)により(1)の記録を保存する者は、遺族等から閲覧の請求があった場合には、閲覧を拒むことについて正当な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を侵害するおそれがないものとして厚生省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

10 腸器売買等の禁止

(1) 何人も、臓器を提供すること又は臓器の提供を受けることの対価として、財産上の利益の供与を受け、又は利益の供与を行ってはならないものとする。

(2) 何人も、臓器のあっせんをすること又は臓器のあっせんを受けることの対価として財産上の利益の供与を受け、又は利益の供与を行ってはならないものとする。

11 業として行う臓器のあっせん

(1) 業として行う臓器のあっせんをしようとする者は、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣の許可を受けなければならないものとする。

(2) (1)の許可を受けた者及びその役員等は、職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとする。

12 罰則

罰則に関し、所要の規定を置く。

13 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- (2) この法律による臓器の移植については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるべきものとする。
- (3) 政府は、ドナーカードの普及及び臓器移植ネットワークの整備のための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 角膜及び腎臓の移植に関する法律は、廃止する。^{じん}
- (5) 医師は、当分の間、6の(1)の場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該眼球又は腎臓の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓を、6の(2)の脳死体以外の死体から摘出することができるものとする。
- (6) 健康保険法、国民健康保険法等医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に継続して、6の(2)の脳死体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置は当該医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなす。

臓器の移植に関する法律案委員会修正

【要 旨】

1 臓器の摘出に係る脳死の限定等

- (1) 「脳死体」という表現を「脳死した者の身体」に改める。
- (2) 「脳死した者の身体」とは、臓器提供の意思に基づいて臓器が摘出されることとなる者が脳死に至ったと判定された場合のその身体をいうものとする。
- (3) 臓器の摘出に係る脳死の判定は、臓器を移植術に使用するために提供する意思の表示に併せて脳死判定に従う意思を書面により表示している場合であって、かつ、その旨の告知を受けた家族が当該判定を拒まないときに限り、行うことができるものとする。

2 脳死判定手続の一層の厳格化

- (1) 臓器の摘出に係る脳死の判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師(当該判定がなされた場合に当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うことと

なる医師を除く。)の判断の一致によって、行われるものとする。

- (2) (1)により脳死判定を行った医師は、直ちに、当該判定が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならないものとする。
- (3) 脳死した者の身体から臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該脳死した者の身体に係る(2)の書面の交付を受けなければならないものとする。

3 罰則の整備

- (1) 2の(2)の書面に虚偽の記載をした者及び2の(3)の規定に違反した者に対する罰則を設ける。
- (2) 使用されなかった部分の臓器の処理についての規定等に違反した場合の罰金額を30万円以下から50万円以下に引き上げる。

4 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 客観的かつ医学的な基準による公正・公平なレシピエント選定が行われる適正な基準の設定、臓器移植ネットワークの体制整備等この法律の施行に当たって必要な移植に係る環境整備及び事前の準備に万全を期し、いやしくも準備不足のもとに安易な移植が行われたとの批判を招くことのないようにすること。準備期間を十分なものとするため、公布の日までに1月を置くものとすること。
- 2 移植実施施設を厳選するため、従前の検討結果の再検討を行うこと。
- 3 家族及び遺族の範囲についてのガイドラインの作成について、早急に検討を行うこと。
- 4 臓器を提供する適正な意思表示ができる者の年齢等の範囲について、関係方面の意見を踏まえ、早急に検討を行うこと。
- 5 ドナーカード（意思表示カード）の普及に努めるとともに、脳死及び臓器移植について国民への普及啓発を図ること。また、コーディネーターの資質の向上と養成に努めること。
- 6 臓器摘出に係る法第6条第4項の厚生省令で定める判定基準については、臓器移植の実施状況を踏まえ、医学の進歩に応じて、常時検討を行うこと。
- 7 臓器摘出に係る法第6条第2項の判定については、脳低体温療法を含めあらゆる医療を施した後に行われるものであって、判定が臓器確保のために安易に行われるとの不信を生じないよう、医療不信の解消及び医療倫理の確立に努めること。
- 8 移植医療について国民の理解を深めるため、臓器移植の実施状況、移植結

果等（臓器配分の公平性の状況を把握するための調査の結果を含む。）について、毎年、国会に報告書を提出すること。

(4) 付託議案審議表

- 參議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
3	臓器の移植に関する法律案	猪熊 重二君 外4名 (9. 4. 18)	9. 4. 21	9. 5. 19	未了					

- 衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
139 12	臓器の移植に関する法律案	中山 太郎君 外13名 (8. 12. 11)		9. 4. 24	9. 5. 19	9. 6. 16 修正 附帯決議	9. 6. 17 修正	9. 1. 20 厚生		9. 4. 24 可決